

京都市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 168 号

京都市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市文化会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「500円」を「510円」に、「750円」を「770円」に改める。

別表舞台設備の項中「6,710」を「6,900」に、「400」を「410」に、「2,200」を「2,260」に、「1,650」を「1,690」に、「800」を「820」に、「1,430」を「1,470」に、「670」を「680」に、「5,390」を「5,540」に、「540」を「550」に、「10,670」を「10,970」に改め、同表音響設備の項中「1,760」を「1,810」に、「3,520」を「3,620」に、「670」を「680」に、「1,430」を「1,470」に、「800」を「820」に、「4,070」を「4,180」に、「2,750」を「2,820」に、「6,710」を「6,900」に、「5,280」を「5,430」に改め、同表映写設備の項中「11,990円」を「12,330円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「8,690」を「8,930」に、「2,090」を「2,140」に、「2,750」を「2,820」に、「1,430」を「1,470」に改め、同表照明設備の項中「540」を「550」に、「400」を「410」に、「2,750」を「2,820」に、「1,430」を「1,470」に、「6,710」を「6,900」に、「20,020」を「20,590」に改め、同表ピアノの項中「12,100」を「12,440」に、「6,050」を「6,220」に、「2,420」を「2,480」に改め、同表体育設備（京都市北文化会館のみ）の項中「550」を「560」に改め、同表その他の項中「1,430」を「1,470」に、「2,860」を「2,940」に改め、同表備考2中「に100円」を「に10円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る文化会館の利用に係る料金については、なお従前

の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)